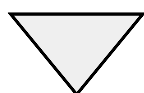


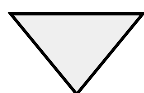
身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害者手帳の交付を受けられる方

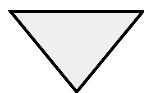
視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に障がいがある方で、市長の認定を受けた方です。



まず、地区保健福祉センターにご相談ください。



つぎに、指定医師に所定の診断書を書いてもらいます。



手帳の交付

障がいの程度・等級を認定し、それに応じた支援や相談などが行われます。

※ なお、交付された身体障害者手帳の内容に不服がある場合は、不服申し立てをすることができます。

手帳取得の手続きに必要なもの

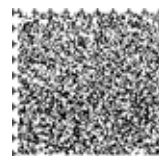
- 申請書
- 指定医師の診断書（6ヶ月以内のもの）
- 顔写真（たて4cm×よこ3cm）（1年以内のもの）
- 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

※申請書・診断書の用紙は、地区保健福祉センターの窓口にあります。

手帳をお持ちの方は、次のようなときは、必ず手続きを！

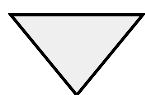
- 保護者が変わったとき（15歳未満）
- 障がいの程度が変わったとき
- 手帳を紛失したとき
- 別の障がい新たに生じたとき
- 手帳が破損したとき
- 住所・氏名が変わったとき
- 死亡したとき
- 再認定の時期が到来したとき

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

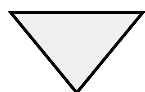


療育手帳の交付を受けられる方

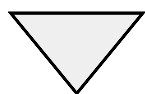
知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活能力に支障が生じているため何らかの特別な援助を必要とする状態にある方で、県知事の認定を受けた方です。



まず、地区保健福祉センターにご相談ください。



つぎに、児童相談所または福島県障がい者総合福祉センターで相談判定を受けます。



手帳の交付

障がいの程度を認定し、それに応じた支援や相談などが行われます。

手帳取得の手続きに必要なもの

- | | |
|------|-----------------------|
| ○申請書 | ○顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm） |
| ○診断書 | ○個人番号（マイナンバー）が確認できるもの |

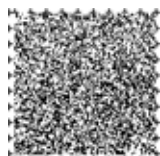
※申請書の用紙は、地区保健福祉センターの窓口にあります。

※18歳以上で新規申請をされる方は、事前に地区保健福祉センターへご相談ください。

手帳をお持ちの方は、次のようなときは、必ず手続きを！

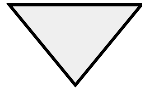
- | | |
|----------------|---------------|
| ○障がいの程度が変わったとき | ○住所・氏名が変わったとき |
| ○手帳を紛失したとき | ○保護者が変わったとき |
| ○判定の期限が来たとき | ○死亡したとき |
| ○手帳が破損したとき | |

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

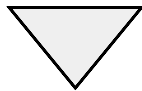


精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられる方

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため日常生活または社会生活に不自由のある方で、県知事の認定を受けた方です。

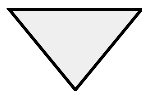


まず、地区保健福祉センター健康係にご相談ください。



つぎに、医師に所定の診断書を書いてもらいます。

※精神障がいによる障害年金を受けている場合は、年金証書等での申請が可能な場合もあります。詳しくはお住まいの地域の地区保健福祉センターへお問い合わせください。



手帳の交付

※手帳の有効期限は、2年間です。更新手続きは、有効期限が終了する3か月前からできます。

障がいの程度・等級を認定し、それに応じた支援や相談などが行われます。

手帳取得の手続きに必要なもの

- 申請書
- 診断書（注1）（初診日から6か月以上経過した時点で作成されたもの）
- 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
- 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの

（注1）精神障害を事由とする障害年金・特別障害給付金を受給している方は、診断書の代わりに次の書類でも申請可。

①障害年金証書または振込通知書、同意書

②特別障害給付金受給資格者証、同意書

（申請書・診断書・同意書の用紙は、地区保健福祉センターの窓口にあります。）

手帳をお持ちの方は、次のようなときは必ず手続きを！

- 障がいの程度が変わったとき
- 手帳を紛失したとき
- 手帳が破損したとき
- 住所・氏名が変わったとき
- 死亡したとき
- 有効期限が来たとき（3か月前から更新手続きができます。）

※自立支援医療（精神通院医療）と同時申請できる場合がありますので、28ページも併せてご覧ください。

お問い合わせは、お住まいの地域の地区保健福祉センターへ

